

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の経営と様々な場面でかかわりをもつ株主、取引先、従業員、顧客及び地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）との利益を調整しながら、効率的かつ健全な経営を可能とするシステムをいかに構築するかが重要な視点であると認識しております。

また、コーポレート・ガバナンスの充実及び強化のために、当面の重要課題として、経営監督組織の確立、リスクマネジメント体制の強化、コンプライアンスの徹底並びに企業倫理の確立に関する取り組みを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1.2. 株主総会における権利行使】

【補充原則1.2.5.】

当社は現状、基準日時点において株主名簿に記載又は登録されている株主が議決権を有するものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が自ら株主総会に出席し、議決権の行使等を行うことは原則認めておりません。今後は動向を注視しながら信託銀行と協議し、対応をまいります。

【原則3.1. 情報開示の充実】

【補充原則3.1.2.】

当社は現状、決算短信等の英文開示は実施しておりませんが、今後、海外投資家の株主の比率等を勘案し、必要と判断され次第対応してまいります。

【原則4.8. 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4.8.1.】

当社の独立社外取締役は、その豊富な知見を活かして、客観的な立場から取締役会における議論に貢献しております。当社は、現時点では独立社外者のみを構成員とする定期的な会合は開催しておりませんが、今後は、独立社外者要望等を踏まえ、その要否を検討してまいります。

【補充原則4.8.2.】

社外取締役は、取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っており、また、当社の総務部門が補助することで経営陣や監査役又は監査役会と連携が十分図れていると考えているため、「筆頭独立社外取締役」を置く予定はありません。

【原則4.10. 任意の仕組みの活用】

【補充原則4.10.1.】

当社では、取締役の報酬及び指名等の事項を審議する任意の諮問委員会等は設置しておりません。ただし、取締役の候補者指名については、代表取締役社長が取締役会で候補者の選任基準や各候補者の経歴、有する知見等について十分に説明し、社外取締役及び社外監査役も交えて審議して決定しております。取締役の報酬についても、業績連動に十分配慮し、社外取締役や社外監査役も加わる取締役会で、報酬決定や改訂根拠を説明し月額報酬総額を決定するようになっております。

【原則4.11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4.11.1.】

取締役会においては、各取締役が持つ主たるスキル・キャリア・専門性等を考慮して、会社の組織体制に応じた人数と専門分野の組合せを考慮して、取締役候補者を決定しております。社内取締役については、経営や営業、財務に精通した役員を選任しております。社外取締役についてはその経験、出身分野も含む多様性を意識し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスに配慮し選定しております。

なお、スキルマトリックス等、取締役の選任に関する方針・手続は現在開示は行っておりませんが、今後その必要性等を勘案して検討してまいります。

【原則4.14. 取締役・監査役へのトレーニング】

当社は十分な経験及び知見を有した取締役・監査役が株主総会の決議によって就任していると考えており、現状トレーニングの必要性につきましては認識しておりません。今後は必要に応じてトレーニングにかかる費用の支援等について検討してまいります。

【補充原則4.14.1.】

原則4.14に同じ

【補充原則5.2.1】

事業ポートフォリオに関する基本的な方針、事業ポートフォリオの見直しの状況、経営資源の配分等の具体的な実行内容に該当する内容については開示しておりませんが、中期経営計画にて出店投資を主体とした成長戦略を明確にしております。

今後、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況、ならびに経営資源の配分等に関する具体的な実行内容につきましては、取締役会を中心に議論・確認・検討しながら、総合的に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1.4. 政策保有株式】

当社グループでは、相手企業との長期的・安定的な関係の構築・強化の面から一部企業の上場株式を限定的に保有しております。毎年、取締役会において、政策保有株式に関する保有目的及びその合理性について適切か検討を行っており、今年度は全ての保有株式において保有の妥当性があると判断しました。今後の検討により保有に適さない判断される株式については、縮減するなどの見直しを行います。議決権の行使に関しては発行会社における財務状況への影響など、発行会社の中長期的な企業価値向上に繋がるかどうかを判断基準として行使することで、当社の企業価値向上及び株主共同の利益に繋がると考えております。

【原則1.7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引（取締役の競合取引、取締役会社間の取引等）を行う場合は、取締役会規程に基づき、取締役会で決議しております。また、特別の利害関係を有する取締役は当該議案については議決権を行使できない旨を取締役会規程に定めております。

【原則2.4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

【補充原則2.4.1】

当社においては、性別や国籍、中途採用であるかに関わらず、経験・能力等に基づいた採用をベースに事業拡大を行ってきた背景があるため、性別・外国人・中途採用者に特化した管理職への登用に関する施策・目標設定を行っておりません。

現時点では、女性部長や女性課長が数名おり、2022年5月期末時点でも店長職の全体の20%程度が女性であります。

引き続き個人の能力や適性を踏まえた管理職への登用を行うとともに、当該目標の設定については、今後、当社における事業ポートフォリオの見直し・経営資源配分の検討に応じて、改めて検討いたします。

【原則2.6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は従業員の資産形成のために企業型確定拠出年金制度を導入しております。入社時には運用機関や商品の選定方法などの説明を実施するほか、運営管理機関の協力を受けて適切な情報提供を行っております。

【原則3.1. 情報開示の充実】

1. 経営理念等につきましては当社ホームページにて開示しております。

<http://kusuri-aoki-hd.co.jp>

2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ及び当コーポレートガバナンス報告書に記載しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等について、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針は、有価証券報告書等に記載しておりますとおり、株主総会において決議いただいております。取締役及び監査役それぞれの報酬総額の範囲内において、役位ごとの役割や責任範囲、企業価値増大への貢献、業績指標の達成度合い等を総合的に勘案して決定しております。

当社の取締役会（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬とストック・オプションで構成されており、基本報酬の金額については、取締役ごとの職務・職責等に基づいた金額（固定報酬）に加え、前連結会計年度の業績に基づいて算出した金額を合わせた金額を当連結会計年度の報酬として確定させ、これを基本報酬としております。個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の職務・職責・成果貢献度に応じて、管理部門担当役員とも協議しながら、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

なお、非金銭報酬としてはストック・オプションがありますが、その付与は不定期であり、必要と判断した時期に付与しております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の方針は、基本報酬を100%として、うち業績連動報酬部分が代表取締役や役付取締役で41～42%、取締役で19～26%となっております。

当社の監査役の報酬は基本報酬のみで構成されており、その役割を鑑みて、業績に基づいて算出した金額は含まれておりません。

4. 取締役と監査役候補の指名及び経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針・手続きについては、業務経歴、経験、人柄等を考慮して取締役会で決定をしており、取締役及び監査役候補に関しましては、株主総会招集ご通知に記載しております。

5. 取締役と監査役の選解任、取締役と監査役の候補の指名については、必要に応じて適時開示を行います。なお、社外役員については個々の選任の理由を株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則3.1.3.】

当社はドラッグストア及び調剤薬局の運営を主たる事業としており、企業の中長期的な価値の向上に向け、サステナビリティが重要であるという認識のもと、有料化によるレジ袋枚数の削減や、使用する電球のLEDへの変更など、気候変動に与える影響を最小限に抑える取り組みを行っております。しかしながら、気候変動が直接的に当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性は低いと見込んでいることから、現状としてはTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示は行っておりません。

今後、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示につきましては、経営戦略・経営課題等と整合しながら、その必要性等を勘案して総合的に検討してまいります。

【原則4.1. 取締役会の役割・責務】

【補充原則4.1.1.】

取締役会は経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務の執行に対する監督を行うこととし、「取締役会規程」において取締役会の決議事項・報告事項を定めております。「取締役会規程」に定めのない事項については、「職務権限規程」に基づき、業務執行取締役及び各部門の責任者に決裁権を委ねております。

【原則4.9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役の独立性判断の基準は、東京証券取引所の独立性基準に準じております。

また、当社取締役会は、独立社外取締役については【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】に定める事項を果たすことを考慮し、候補者として選定しております。

【原則4.10. 任意の仕組みの活用】

【補充原則4.10.1.】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載の通りとなります。

【原則4.11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4.11.1.】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載の通りとなります。

【補充原則4.11.2.】

当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任において、取締役及び監査役の役割・責務を適切に果たすために必要な時間と労力を十分に確保することができる兼任状況であることを確認しております。また、取締役及び監査役の他社での重要な兼任状況につきましては、株主総会招集ご通知及び有価証券報告書において毎年開示しております。

【補充原則4.11.3.】

当社では、取締役会の実効性を分析及び評価するために、2018年10月にアンケート形式で各取締役と監査役より回答を求めました。評価の客観性や実質性を担保するために、顧問弁護士が関与して、集計及び分析を行いました。評価項目は以下の通りです。

1. 取締役会の構成
2. 取締役会の運営
3. 取締役会の議題
4. 取締役会の支援体制

アンケートの調査結果より、当社取締役会の実効性は概ね機能しているとの回答を得られました。

その一方で、以下の項目につきましては、当社取締役会の課題や改善の余地があるものと認識しており、その必要性を吟味しながら引き続き改善に取り組み、取締役会の実効性の向上に努めていきます。

○取締役会上程議案の事前検討時間の確保

各取締役・監査役から、取締役会上程議案について十分に検討する時間を確保して欲しいとの意見があったことを踏まえ、早期配布が可能な関係書類に関してその対応に向けて事務手続きの改善を検討いたします。

○経営陣の報酬決定方法に関する協議

現在、当社では業績連動に十分配慮して取締役会にて月額報酬総額を決定しておりますが、関連法令の改正等を鑑みながら、取締役会にて適切に協議することに努めていきます。なお、会社法改正に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を取締役会で決議しており業績連動報酬の算定方法等を協議しております。

○社外取締役の独立性や中立性

社外取締役の独立性や中立性につきましては、今後もコーポレートガバナンスに関する必要性と併せて、当社の企業価値向上に資するという視点を織り込みながら適切に協議することに努めていきます。

【原則4.14. 取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則4.14.2.】

当社は十分な経験及び知見を有した取締役・監査役が株主総会の決議によって就任していると考えており、現状トレーニングの必要性につきましては認識しておりません。今後は必要に応じてトレーニングにかかる費用の支援等について検討してまいります。

【原則5.1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では管理担当役員をIR担当役員とし、経営戦略室経営企画課をIR担当部署としております。また、株主との建設的な対話を促進するために下記の取組みを実施しております。

1. 株主との対話全般については経営企画課が所管しており、IR担当役員が統括しております。社内取締役による対話の機会は設けておりますが、現在は、社外取締役や監査役による対話の機会は設けておりません。今後必要に応じて開催を検討いたします。
2. 対話を補助するために、経営企画課が中心となり各部門と連携しながら情報を共有しております。
3. 個別面談以外の対話の手法として、本決算及び第2四半期終了後に機関投資家を対象とした決算説明会を実施しております。
4. 株主との対話における、貴重なご意見、ご指摘につきましては当社幹部会等において共有しております。
5. 株主との対話につきましては、当社において定められている「インサイダー情報管理規程」に則ってインサイダー情報に留意しながら進めております。また、沈黙期間を設定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	3,148,000	9.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,842,000	9.01
青木 宏憲	2,498,836	7.92
オーエム02 ステートストリート 808424 クライアントオムニ(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	2,028,805	6.43
青木 孝憲	1,792,840	5.68
株式会社ツルハ	1,620,000	5.13
合同会社A870	1,558,000	4.94
青木 保外志	1,482,500	4.70
合同会社KS Aviation	1,388,500	4.40
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	783,524	2.48

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

- 2022年5月20日時点の株主名簿に基づき記載しております。
- 発行済み株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 2021年6月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、オービス・インベストメント・マネジメント・(ガーンジー)・リミテッド(他1名の共同保有者)が2021年5月31日現在で1,602千株(発行済み株式総数に対する所有株式数の割合5.08%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年5月20日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 2021年9月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、Mawer Investment Management Ltd.が2021年8月25日現在で3,228千株(発行済み株式総数に対する所有株式数の割合10.24%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年5月20日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム
決算期	5月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡田 元也	他の会社の出身者													
柳田 直樹	弁護士													
越田 利弥	公認会計士													
井上 佳子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 元也		イオン株式会社の取締役兼代表執行役会長を務めており、同社と当社子会社株式会社クスリのアオキの間には業務資本提携があります。同社は当社子会社株式会社クスリのアオキの主要株主でありましたが、同社より日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社ダイエー口)への売却等を経て、2017年9月より当社株式の持株比率が10%未満となり、主要株主には該当しなくなっております。	イオン株式会社の取締役兼代表執行役会長を務めており、同社と当社子会社株式会社クスリのアオキの間で業務資本提携があります。経営者として豊富な経験、実績、見識に基づいて事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するために選任しております。
柳田 直樹			弁護士としての専門的見地及び見識を有するとともに、社外取締役や社外監査役として複数の会社の経営に関与してきており、その豊富な経験、実績、見識に基づいて事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するためであります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、同氏を社外取締役として選任し、かつ一般株主との間に利益相反が生じる虞はないと判断し、独立役員として指定しております。
越田 利弥			公認会計士として専門的見地及び見識を有しており、業務執行から独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけると考え選任しております。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、同氏を社外取締役として選任し、かつ一般株主との間に利益相反が生じる虞はないと判断し、独立役員として指定しております。

井上 佳子		医療用品メーカーの経営者として豊富な経験や見識を有しており、当社の企業価値向上に向けて、多面的な視点から意見いただけると考え選任しております。 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、同氏を社外取締役として選任し、かつ一般株主との間に利益相反が生じる虞はないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より年間の監査計画書の提出を受け、会計監査の都度、監査の状況、内部統制の状況について報告を受けております。決算監査においては、監査概要報告書の提出を受け監査計画書に照らして確認し、実地棚卸に立ち会っております。監査役は内部統制推進室より内部監査計画並びに内部監査方法の提出を受け、定期的に監査結果について報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桑島 敏彰	他の会社の出身者													
中村 明子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑島 敏彰			企業経営の豊富な経験や実績があり、その幅広い見識を活かして当社の経営を客観的および中立的な立場から評価、監視していただくためであります。
中村 明子			弁護士として豊富な専門知識・経験を有するとともに、企業経営を監査する十分な見識を持っている人材であります。同氏は当社との取引関係がなく独立性が確保されていることから、同氏を社外監査役として選任し、かつ一般株主との間に利益相反が生じる虞はないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的としたインセンティブであります。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

上記項目のとおり、当社取締役、当社子会社取締役、当社子会社従業員に対して付与。
 第1回新株予約権(2016年):当社取締役に対して8,000株(内、社外取締役に2,000株)、当社子会社取締役に対して2,000株、当社子会社従業員に対して24,800株
 第2回新株予約権(2016年):当社取締役に対して14,000株(内、社外取締役に4,000株)、当社子会社取締役に対して2,000株、当社子会社従業員に対して39,200株
 第3回新株予約権(2016年):当社取締役に対して3,500株(内、社外取締役に1,000株)、当社子会社取締役に対して500株、当社子会社従業員に対して10,500株
 第4回新株予約権(2018年):当社取締役に対して3,500株(内、社外取締役に1,000株)、当社子会社取締役に対して500株、当社子会社従業員に対して20,400株
 第5回新株予約権(2020年):当社取締役に対して1,750,000株、当社子会社取締役に対して1,750,000株

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告書において社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、各取締役の役割や責任範囲、企業価値増大への貢献、業績指標の達成度合い等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、基本報酬とストック・オプションで構成されており、基本報酬の金額については、取締役ごとの職務・職責等に基づいた金額(固定報酬)に、業績連動報酬を加えて確定させております。業績連動報酬の決定方法は経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定されます。前連結会計年度の経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定された金額を12等分し、職務・職責等に基づいた固定報酬と合算して、当連結会計年度の月額の基本報酬として確定し、毎月支給しております。業績連動報酬にかかる業績指標として経常利益を選択した理由は、企業価値の向上に最もつながりやすい最適な指標であるからであります。

なお、非金銭報酬としてはストック・オプションがありますが、その付与は不定期であり、必要と判断した時期に付与しております。取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の方針は、基本報酬を100%として、うち業績連動報酬部分が代表取締役や役付取締役で41~42%、取締役で19~26%となっております。ストック・オプションを導入する際には、株主総会決議により、取締役への割当の上限個数を決定し、各取締役への割当個数は取締役会にて決定しております。退職慰労金については、算定基準について内規で定めており、役位、在任期間等を勘案し算出しております。

取締役会は各取締役の個人別の基本報酬の額について、代表取締役社長に対し、各取締役の職務・職責・成果貢献度に応じて、管理部門担当役員と協議のうえ決定することを委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、当社子会社株式会社クスリのアオキ兼務役員については、両社を併せた役割や責任範囲等を鑑みて報酬を決定した後、両社での配分決定のうえ、各法人から報酬を支払うものとしております。

取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない)と決議しております。

監査役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議案については、資料の事前配布を行い、必要に応じて説明するなどのサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
青木 桂生	会長	対外活動	非常勤・報酬有	2021/8/19	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は取締役9名(内、社外取締役4名)、監査役3名(内、社外監査役2名)で構成され、毎月1回定例開催し、経営の最高決定機関として法令及び定款に定める事項の他に、経営方針や単年度予算等の重要事項を決定しております。

取締役の任期は、経営責任を明確にする観点から任期1年としており、また、業務執行を行う取締役から独立した客観的視点が経営監視機能

の強化及び公正な意思決定に反映される体制を整えるために、社外取締役を選任しております。なお、当社2022年5月期の取締役会の開催は14回であり、主に決算や業績の進捗状況の確認、規程の改定などを検討事項としております。監査役監査については、監査役が取締役会等の重要会議に出席し、取締役の意思決定の状況及び監督義務の履行状況を監視できる体制をとっております。なお、当社2022年5月期の監査役会の開催は13回であり、監査役3名全員が13回すべてに出席しました。また、監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人及び内部統制推進室から定期的に監査の報告や説明を受け、内部統制推進室は必要に応じて監査役と協力し、相互に監査結果に関する情報や資料の提供を行い、会計監査人の監査にも積極的に協力しております。監査役の中には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者や会社経営等の豊富な経験を有する者が含まれており、監査役が内部統制推進室の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるなど、監査機能を強化する体制を整えております。

当社の会計監査は、仰星監査法人と監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の体制が、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方であり、ステークホルダーとの利害を調整しながら、効率的かつ健全な経営を実現するために有効な体制であると考えており、当該体制を採用している理由であります

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社が運営するサイトにより、電磁的方法による議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	自社および東京証券取引所のホームページならびに議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	事業報告の内容報告に際してビジュアル化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	主に決算発表(本決算、中間決算)後に実施しております	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、ニュースリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室経営企画課を担当窓口としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは経営理念を表している社訓の中に、「クスのアオキはお客様のためと従業員のためにあります」という文言を入れております。お客様を重視する姿勢は当然の事とし、かつ、育児休業規程等を制定して従業員が働きやすい環境づくりに努めております。また、企業倫理規程を制定し、法令遵守に基軸を置き、株主、取引先、従業員、顧客並びに地域社会などの利害関係者との信頼関係を維持するよう努めております。更に、株主重視の観点からも安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としており、適時開示にも積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び社会規範に基づいた行動を取るために、当社グループ共通の企業行動基準である「企業倫理規程」を定め、コンプライアンス強化のための指針としてすべての役員、使用人に周知させるものとしております。このコンプライアンス強化を更に確実にするために社長直轄の内部統制推進室をコンプライアンス担当部署とし、当社グループ全体のコンプライアンス維持及び推進の観点から、規程・ガイドライン等の策定及び改定、当社グループ内における監督・指導、各部門の業務の状況の監査及び使用人教育等を行い、当社グループ各社、各部署を横断的に統括しております。また、法令や社内規程上疑義のある行為等について、当社グループの使用人が直接情報提供を行うための手段として「コンプライアンス・ホットライン運用規程」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置しており、社内窓口に併せて、社外の弁護士による通報・相談窓口を設置し、適正に運用しております。なお、令和4年6月1日施行の公益通報者保護法の一部を改正する法律に則り、コンプライアンス・ホットライン運用規程を改定しております。

当社は、複数の社外取締役及び社外監査役を選任することにより、当社グループ内の取締役会における取締役の職務執行に対して監視・監督機能を確保しております。

内部統制推進室は、当社グループの新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の提案を行っております。危機管理委員会(委員長 代表取締役社長)は、「リスク管理規程」に則って、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスク発生時における迅速な対応を行っております。危機管理委員会は、対応策が検討されていない新たなリスクが生じ、そのリスクの影響が重大である場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会において責任者を選任することにより、新たなリスクに対して迅速かつ適切に対応していくものとしております。

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(金融庁・企業会計審議会公表)等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めております。取締役会は、同基本方針に則り、内部統制委員会(委員長 代表取締役社長)を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用しております。内部統制推進室は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討及び承認を行っております。

監査役会の監査が実効的に行われるために、監査役が内部統制推進室の担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるようにし、取締役と年2回以上の個別ヒアリングを実施し、代表取締役、会計監査人とは定期的に意見交換会を開催しております。また、監査役会の意見形成の質の向上のために、社外監査役のうち1名は弁護士とすることを原則としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現することにあります。基本方針等については、反社会的勢力に対する基本方針、企業倫理規程、内部統制システム構築の基本方針、反社会的勢力排除規程において定めており、主要な社内会議等を通じてその内容の周知徹底を図るとともに、当社ホームページにも反社会的勢力に対する基本方針として、その主な内容を掲載しております。取引先等の確認に関する業務については、反社会的勢力排除規程にて確認担当部署、確認方法を規定して実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株式会社クスリのアオキホールディングス

